



鳥取県公報

平成12年12月26日(火)
号外第117号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県情報通信技術講習推進特別基金条例（情報政策課）.....	3
	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（職員課）.....	4
	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 （市町村振興課）.....	6
	鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例（子育て支援課）.....	8
	鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（観光課）.....	10

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県情報通信技術講習推進特別基金条例

1 設置

地方自治法第241条第1項の規定に基づき、県が市町村と連携して実施する情報通信技術に関する基礎的な技能の講習を推進するための事業（以下「情報通信技術講習推進事業」という。）に要する経費に充てるため、鳥取県情報通信技術講習推進特別基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

2 積立て

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とすることとした。

3 管理

基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないこととした。

4 運用益金の処理

(1) 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、情報通信技術講習推進事業に要する経費の財源に充てることとした。

(2) (1)の場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積み立てることとした。

5 処分

基金は、情報通信技術講習推進事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができることとした。

6 委任

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

7 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。

(2) この条例は、平成14年3月31日限り、その効力を失うこととした。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 諸手当の改正

(1) 扶養手当(第8条関係)

子等の手当額を次のとおり引き上げることとした。

区 分	現 行	改 正 後
2人目まで	1人につき5,500円	1人につき6,000円
3人目以降	1人につき2,000円	1人につき3,000円

(2) 期末手当(第16条の4関係)

12月期の支給割合を次のとおり引き下げることとした。

区 分	現 行	改 正 後
特定幹部職員以外の職員	100分の175	100分の160
特定幹部職員	100分の155	100分の140

(3) 勤勉手当(第16条の7関係)

12月期の支給割合を次のとおり引き下げることとした。

区 分	現 行	改 正 後
特定幹部職員以外の職員	100分の60	100分の55
特定幹部職員	100分の80	100分の75

2 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成12年4月1日から適用することとした。
- (2) 平成12年12月及び平成13年3月に支給する期末手当の額並びに平成12年12月に支給する勤勉手当の額について特例を設けることとした。
- (3) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 次に掲げる事務は、各市町村(倉吉市及び東伯郡の町村を除く。)が処理することとした(その事務が当該市町村の区域のみに係る場合に限る。)(別表関係)
 - (1) 火薬類取締法に基づく火薬類の譲渡又は譲受けの許可等の事務
 - (2) 火薬類取締法施行令により処理することとされている消費者に対する報告の要求等の事務
 - (3) 火薬類取締法施行規則に基づく火薬庫外の貯蔵場所の指示等の事務
 - (4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく供給設備に係る基準への適合命令等の事務
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。
- 4 鳥取県手数料徴収条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

- 1 老人保健法の規定に準拠することとしている鳥取県特別医療費助成制度の対象者に係る一部負担金の額の算定方法の規定を、現行と同様の算定方法を具体的に示した規定に改めることとした。
- 2 この条例は、平成13年1月1日から施行することとした。

鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県立夢みなとタワーに第3多目的ホールを設置することとし、その利用料を次のとおり定めることとした。(別表関係)

午前の利用料	午後の利用料	夜間の利用料	全日の利用料
1,100円	2,200円	2,700円	5,400円

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

鳥取県情報通信技術講習推進特別基金条例をここに公布する。

平成12年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第76号

鳥取県情報通信技術講習推進特別基金条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、県が市町村と連携して実施する情報通信技術に関する基礎的な技能の講習を推進するための事業(以下「情報通信技術講習推進事業」という。)に要する経費に充てるため、鳥取県情報通信技術講習推進特別基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、情報通信技術講習推進事業に要する経費の財源に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第5条 基金は、情報通信技術講習推進事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成14年3月31日限り、その効力を失う。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第77号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（扶養手当）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については1万6千円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち2人までについてはそれぞれ<u>6千円</u>（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6千5百円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については1万円）その他の扶養親族については1人につき<u>3千円</u>とする。</p> <p>4 略</p>	<p>（扶養手当）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については1万6千円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち2人までについてはそれぞれ<u>5千5百円</u>（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6千5百円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については1万円）その他の扶養親族については1人につき<u>2千円</u>とする。</p> <p>4 略</p>
<p>（期末手当）</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合には100分の55、6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には100分の160を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、3月に支給する場合には100分の55、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の140を乗じて得た額）に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合には100分の55、6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には100分の175を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、3月に支給する場合には100分の55、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の155を乗じて得た額）に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

略

3～5 略

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の60(特定幹部職員にあっては、100分の80)、12月に支給する場合においては100分の55(特定幹部職員にあっては、100分の75)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 略

略

3～5 略

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の60(特定幹部職員にあっては、100分の80)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 略

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(期末手当の額の特例)

3 平成12年12月に改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第16条の4の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第16条の4の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

4 前項又は次項の規定の適用を受ける職員について平成13年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第16条の4第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額から前項の規定による加算額に相当する額及び次項の規定による加算額に相当する額の合計額を減じた額とする。

(勤勉手当の額の特例)

5 平成12年12月に改正前の条例第16条の7の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が、改正後の条例第16条の7の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。

(給与の内払)

6 改正後の条例並びに附則第3項及び前項の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例並びに附則第3項及び前項の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第78号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下本則において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事 務	市町村等	事 務	市町村等
1～19 略		1～19 略	
20 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（1）～（19）略	各市町村（倉吉市及び東伯郡の町村を除く。）及び鳥取中部ふるさと広域連合	20 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（1）～（19）略	鳥取中部ふるさと広域連合
21 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）第2条の規定による譲渡許可証及び譲受許可証の受理並びに同令第16条の規定により処理することとされている火薬類取締法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（1）及び（2）略	各市町村（倉吉市及び東伯郡の町村を除く。）及び鳥取中部ふるさと広域連合	21 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）第7条の規定により処理することとされている火薬類取締法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（1）及び（2）略	鳥取中部ふるさと広域連合
22 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（1）第15条第1項の規定による火薬庫外の貯蔵場所の指示 （2）第81条の14の表第11号、第12号及び第15号に規定する届出書及び報告書の受理	各市町村（倉吉市及び東伯郡の町村を除く。）及び鳥取中部ふるさと広域連合	22 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（1）第15条第1項の規定による火薬庫外の貯蔵場所の指示 （2）第39条の規定による旧許可証の受理 （3）第40条の規定による許可証の返納の受理及び継続する許可証の交付 （4）第81条の14の表第11号、第12号及び第15号に規定する届出書及び報告書の受理	鳥取中部ふるさと広域連合

<p>23 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（4）略</p>	<p>各市町村（倉吉市及び東伯郡の町村を除く。）及び鳥取中部ふるさと広域連合</p>	<p>23 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（4）略</p>	<p>鳥取中部ふるさと広域連合</p>
<p>24～48 略</p>	<p>24～48 略</p>		

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（鳥取県手数料徴収条例の一部改正）

2 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（手数料の徴収） 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 （1）～（128）略 （129）<u>削除</u></p> <p>（130）<u>火薬類取締法第24条第1項の規定に基づく火薬類（同法第50条の2第1項に規定する火薬類を除く。）の輸入の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u> ア及びイ 略</p> <p>（131）<u>削除</u></p> <p>（132）～（323）略 2 略</p>	<p>（手数料の徴収） 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 （1）～（128）略 （129）<u>火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類（同法第50条の2第1項に規定する火薬類を除く。以下この号から第131号までにおいて同じ。）の譲渡又は譲受けの許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u> ア <u>火薬類の譲渡</u> 1件につき1,200円 イ <u>火工品のみ譲受け</u> 1件につき2,400円 ウ <u>その他の譲受け</u> （ア）<u>火薬類（火工品を除く。）の数量が25キログラム以下の場合</u> 1件につき3,500円 （イ）<u>その他の場合</u> 1件につき6,900円</p> <p>（130）<u>火薬類取締法第24条第1項の規定に基づく火薬類の輸入の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u> ア及びイ 略</p> <p>（131）<u>火薬類取締法第25条第1項の規定に基づく火薬類（煙火に限る。）の消費の許可</u> 1件につき7,900円</p> <p>（132）～（323）略 2 略</p>

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第79号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 別表第6号に掲げる者のうち2歳以上3歳未満の者（病院等に入院している者を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額（その額が被保険者等負担金の額から一部負担金の額に相当する額を控除した額の2分の1に相当する額（以下「補助限度額」という。）を超えるときは、補助限度額）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3 前項第1号の<u>一部負担金の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>老人保健法第17条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。）</u> 同法第25条第3項に規定する保険医療機関等（薬局を除く。以下「保険医療機関等」という。）ごとに1日につき530円</p> <p>(2) <u>老人保健法第17条第1項第5号に掲げる給付</u> 保険医療機関等ごとに1日につき1,200円</p> <p>4 <u>医療を受ける者（老人保健法第17条第1項第5号に掲げる給付を受ける者を除く。）が同一の月に同一の保険医療機関等において前項第1号に掲げる給付を5回以上受けるときは、同号の規定にかかわらず、5回目以降の同号の給付に係る同号の一部負担金の額は、0円とする。</u></p> <p>5 <u>社会保険各法の規定により健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第79条第5項に規定する厚生大臣の定める疾病に係る認定を受けている者が、同一の月に同一の保険医療機関等において受けた当該疾病に係</u></p>	<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 別表第6号に掲げる者のうち2歳以上3歳未満の者（病院等に入院している者を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額（その額が被保険者等負担金の額から老人保健法の規定（同法第28条第2項の規定を除く。）の例により算定した一部負担金の額に相当する額を控除した額の2分の1に相当する額（以下「補助限度額」という。）を超えるときは、補助限度額）</p> <p>(2)及び(3) 略</p>

る第3項各号の給付に係る一部負担金の額は、同項の規定にかかわらず、1万円を上限とする。

6 医療を受ける者（次項の規定の適用を受ける者を除く。）の属する世帯の生計を主として維持する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該医療を受ける者が同一の月に同一の保険医療機関等において受けた第3項第2号に掲げる給付に係る同号の一部負担金の額は、同号の規定にかかわらず、3万5千4百円を上限とする。

(1) 当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月又は5月の場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この号において同じ。）が課されない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

(2) 当該医療を受ける日の属する月において、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である者であって規則で定めるもの

7 医療を受ける者が、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有し、かつ、その属する世帯の生計を主として維持する者が前項各号のいずれかに該当する場合には、第3項第2号の一部負担金の額は、同号の規定にかかわらず、保険医療機関等ごとに1日につき5百円とする。

8 第3項第1号の一部負担金の額は、医療を受ける者が保険医療機関等から受けた給付について老人保健法第30条第1項の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額を上限とする。

9 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等は、第3項第1号、第4項、第5項（第3項第1号の給付に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の保険医療機関等とみなす。

附 則

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成12年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第80号

鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
別表（第8条関係）					別表（第8条関係）				
1 略					1 略				
2 多目的ホール等利用料					2 多目的ホール等利用料				
区 分	金 額				区 分	金 額			
	午 前 の 利 用 料	午 後 の 利 用 料	夜 間 の 利 用 料	全 日 の 利 用 料		午 前 の 利 用 料	午 後 の 利 用 料	夜 間 の 利 用 料	全 日 の 利 用 料
第1多目的 ホール	2,200円	4,500円	5,600円	11,200円	第1多目的 ホール	2,200円	4,500円	5,600円	11,200円
第2多目的 ホール	1,200円	2,300円	2,900円	5,800円	第2多目的 ホール	1,200円	2,300円	2,900円	5,800円
第3多目的 ホール	1,100円	2,200円	2,700円	5,400円	映像シアタ ー	2,600円	5,200円	6,500円	12,900円
映像シアタ ー	2,600円	5,200円	6,500円	12,900円					
備考					備考				
(1)~(3) 略					(1)~(3) 略				
3及び4 略					3及び4 略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。